

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

学校法人制度改革特別
委員会（第1回）
令和4年1月12日（水）

資料3-1

- 公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。
- 内閣府で開催される「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」における公益団・財団法人のガバナンス機能の発揮のための制度見直しの検討動向も踏まえる。

経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）（令和元年6月21日閣議決定）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

審議状況

令和2年

- 第1回（1月17日）意見交換
- 第2回（2月28日）・第3回（5月20日）
個別事案の検討、大阪府ヒアリング
- 第4回（7月17日）主な意見の確認
- 第5回（8月24日）認証評価について
- 第6回（10月5日）内閣府ヒアリング
- 第7回（10月28日）意見交換
- 第8回（11月19日）大学団体ヒアリング
- 懇談会（12月10日）海外事情について

令和3年

- 第9回（1月21日）骨子案の審議
- 第10回（2月24日）・第11回（3月2日）
取りまとめ案の審議

委員一覧

- | | |
|--------|---------------------------|
| ◎能見 善久 | 東京大学名誉教授 |
| 井原 徹 | 学校法人白梅学園理事長 |
| 岡田 譲治 | 日本監査役協会前会長・最高顧問 |
| 梶川 融 | 太陽有限責任監査法人代表社員・会長 |
| 北城 恪太郎 | 学校法人国際基督教大学前理事長、日本IBM元会長 |
| 酒井 邦彦 | TMI法律総合事務所弁護士、元広島高等検察庁検事長 |
| 野村 修也 | 中央大学法科大学院教授 |
| 長谷山 彰 | 慶應義塾長 |
| 八田 進二 | 青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授 |
| 両角 亜希子 | 東京大学大学院教育学研究科准教授 |

◎：座長

学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性【概要】

令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議

基本的な認識

- ガバナンスとは、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み。法的枠組みに加え、ガバナンス・コードの段階的な充実、各法人の自治の見直し・情報開示を徹底。
- 本まとめは**大学を設置する法人の基本的な方向性**を提示。制度・運用の詳細や学校種・規模等に応じた簡素な在り方の検討を文部科学省に提言。

評議員会の基本的な職務

- 評議員会は、幅広い議論と法人運営への意見反映の中核的機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のため、**役員の選解任を行う**とともに、**運営の重要事項について議決を行う**こととする。
- **一定の重要事項**（中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準など）は、**評議員会の同意、承認等の議決を要する**こととする。**決算・事業実績は評議員会が承認の議決を行う**こととする。
- **評議員による書類交付請求、解任の訴え、違法行為差止請求等の仕組みを導入**する。見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、責任追及の在り方を検討する。

役員の選解任の在り方

- **役員の選任は、評議員会が行う**こととする。
- 現在の校長理事の制度は維持する。**評議員のうちから理事が選任される場合、選任に当たり評議員の辞任**を求める。
- 理事会全体の知識・経験・能力バランスや理事のカテゴリーに応じた確保方針、学外者を含む指名委員会の活用など、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込む。
- **役員解任は、評議員会が行い、職務義務違反等の解任事由を定める**。校長理事は、理事としての解任を可能とする。

評議員の在り方

- 学校を取り巻く**多様なステークホルダーを反映**するよう**構成を見直す**。
- **各役員・評議員の親族・特殊関係者は、評議員就任を禁じる**。
- **学内関係者の割合に上限**を課し、段階的に引き下げる。**監視局面では理事兼務者の議決権の除斥**を求め、人材確保を見極めつつ**兼務禁止**に取り組む。
- **理事による評議員の選解任は、認めない**こととする。
- 評議員の選任方法や属性、構成割合の状況に関する考え方の説明・公表をガバナンス・コードに盛り込む。
- **解任の訴えの仕組みを整備し、大臣の解任勧告の対象に評議員を加える**。
- 評議員の善管注意義務は現在も解釈上あり、特別の義務を一律に定めない。

評議員会の運営

- 理事会が議題・議案を招集前に定めることとする。
- 議決事項について**評議員による招集請求**や**議題・議案提案**を可能とする。
- 評議員会の議事録作成を義務化する。
- 評議員会以外の場も含む情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話の推進をガバナンス・コードに盛り込む。

理事会・監事の職務等

- **理事長の選定・解職は、理事会が行う**こととする。
- 理事長像の策定、学外者を含む指名委員会の活用など、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価をガバナンス・コードに盛り込む。
- **業務執行理事の位置付けと決定手続**を定め、理事長・業務執行理事に**理事会への一定期間ごとの報告義務**を課す。理事会の議事録作成を義務化する。
- 外部役員の外部独立性は、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、将来的に強化する方向で検討する。
- **監事の選解任は、評議員会が行う**こととする。
- **各理事の親族・特殊関係者は、監事就任を禁じる**。
- 監事の任期は、理事と同等以上とする。監事の選解任議案について、辞任・解任監事を含め、監事の意見確認を求める。
- 理事会の招集通知の対象に監事に加え、議事録を監事も確認することとする。

監査体制、ガバナンスの自律性等

- 法人規模等に応じ、**会計監査**の義務付けの検討、**内部統制システムの整備の義務付け**を行う。内部通報の体制整備をガバナンス・コードに盛り込む。
- 法人の**ガバナンスに関する情報**（評議員の構成、理事の選任方針など）を**事業報告書の開示事項**に定める。ガバナンス・コードは、遵守状況の公表を推進するとともに、早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指す。
- **組織に関する訴えの出訴期間、当事者適格等を整備**する。
- 特別背任、目的外投機取引、贈収賄、不正認可取得の**罰則を導入**する。
- 「寄附行為」の用語は分かりやすい用語にするよう改めて検討する。
- 見直し後の公益法人制度も踏まえ、残余財産に対する所轄庁の関与を検討する。